

伊勢原市中小企業設備投資支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者等の生産性向上に向けた設備投資を支援し、持続的な発展を図るため、機械及び装置（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第3号及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第2に規定するものをいう。）に係る設備投資に要した経費に対し、予算の範囲内において伊勢原市中小企業設備投資支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付に関する規則（昭和55年規則第19号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (2) 設備 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類において大分類Eに分類されている事業を主たる事業として営む中小企業者等が生産の拡大、生產品の変更、新製品の開発及び生産のため設置する機械並びに装置で、直接に事業の用に供するものをいう。
- (3) 設備投資 中小企業者等が設備を購入し、及び設置すること（リース期間経過後に設備の所有権が中小企業者等に移る契約に基づく設置を含む。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象とする者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者等であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 納付期限の到来した市税を完納していること。
- (2) 市内において1年以上継続して事業を営み、個人にあっては市内に1年以上住所を有すること。
- (3) 自社製品を設置するものではないこと。

(補助対象設備等)

第4条 補助の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、補助対象者が購入し、及び使用しているもので、次の各号のいずれの要件を満たすものとする。

- (1) 補助対象設備の総額が160万円以上のもの
- (2) 市内の自社工場内（賃貸する工場も含む。）に設置したもの

2 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の設置に際し、補助対象者が支払った費用とする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

3 前項の規定にかかわらず、国、県又は公的団体から補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金額を控除した額を補助対象経費とする。

4 割賦による支払の場合は、次の各号のいずれの要件も満たす場合に補助対象とする。

- (1) 契約の趣旨として設備の購入が目的であること。
- (2) 全額を必ず支払う契約となっていること。
- (3) 途中解約又は解除が原則できない契約であること。

- (4) リース契約にあっては、リース終了後、所有権が補助対象者に移ること。
- (5) リース契約にあっては、リース期間中に補助対象者が固定資産税（償却資産）を納めていること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の5分の1以内の額とし、100万円を限度額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

（事業計画概要書の提出）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度（以下「当該年度」という。）の12月末までに伊勢原市中小企業設備投資支援事業補助金事業計画概要書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が法人の場合にあっては登記事項証明書、個人の場合にあっては住民票の写し
- (2) 伊勢原市商工会の確認書
- (3) 事業計画書
- (4) 補助対象設備の仕様が分かる書類（カタログ又はパンフレット等）
- (5) 補助対象設備の見積書
- (6) 収支予算書（第2号様式）

（交付申請）

第7条 前条に規定する概要書を提出した申請者（以下「交付予定者」という。）は、補助対象設備の引き渡しを受けた日から1か月以内に、伊勢原市中小企業設備投資支援事業補助金交付申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の3月20日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の契約書の写し
- (2) 事業報告書（第4号様式）
- (3) 収支決算書（第5号様式）
- (4) 補助対象経費の領収書等
- (5) 補助対象設備の写真
- (6) 補助対象設備の配置図
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 同一の交付予定者による補助金の交付申請は、同一年度内に設備1基、1回を限度とする。

（交付決定）

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときはその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、伊勢原市中小企業設備投資支援事業補助金交付決定通知書（第6号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査及び調査の結果、交付しないことを決定したときは伊勢原市中小企業設備投資支援事業補助金不交付決定通知書（第7号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた交付予定者（以下「交付決定者」という。）は補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市中小企業設備投資支援事業補助金請求書（第8号様式）に交付決定通知書の写しを添えて、市長に提

出しなければならない。

(決定の取消し等)

第 10 条 市長は、補助金の交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。

(3) 法令又は本要綱に違反したとき。

(4) 交付決定後 3 年以内に事業を廃止又は市内での営業を取りやめたとき。

(5) 交付決定後 3 年以内に補助対象設備を売却、譲渡、交換若しくは貸付又は市外の工場等へ移したとき。

(報告等)

第 11 条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告若しくは関係書類の提出を求め、又は当該職員に調査をさせることができる。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和 6 年 3 月 29 日告示第 52 号)

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

伊勢原市中小企業設備投資支援事業補助金事業計画概要書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 住所又は所在地
事業所名
氏名又は代表者名
電話番号

伊勢原市中小企業設備投資支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて提出します。

1 補助事業内容	別紙 事業計画書のとおり
2 設備導入 完了日（予定）	年 月 日
3 補助対象経費	_____円
4 補助金申請 予定額	<p>補助対象経費の 1 / 5 以内</p> <p>= _____円</p> <p>1,000円未満を切り捨てた金額を記入 限度額：1,000,000円 まで</p>
5 添付資料	<p>登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人） 伊勢原市商工会の確認書 事業計画書 補助対象設備の仕様書等 補助対象設備の見積書 収支予算書（第 2 号様式）</p>

第2号様式（第6条関係）

収 支 予 算 書

（収入の部）

（単位：円）

区 分	予 算 額	摘 要
国・県等補助金		
市 補 助 金		
自 己 資 金		
そ の 他		
合 計		

（支出の部）

（単位：円）

資金使途	予 算 額 （ 税 抜 ）	予 算 額 （ 税 込 ）	摘 要
設備等本体費			
附属部品費			
設定費			
諸経費			
合 計			

第3号様式（第7条関係）

伊勢原市中小企業設備投資支援事業補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 住所又は所在地
事業所名
氏名又は代表者名
電話番号

伊勢原市中小企業設備投資支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。なお、同要綱第3条第1号の市税完納要件の確認のため、納税状況の調査に同意します。

1 設備導入完了日	年 月 日
2 補助対象経費	_____円
3 補助金申請額	補助対象経費の1 / 5 以内 = _____円 1,000円未満を切り捨てた金額を記入 限度額：1,000,000円まで
4 添付資料	補助対象経費の契約書の写し 事業報告書（第4号様式） 収支決算書（第5号様式） 補助対象経費の領収書等 補助対象設備の写真 補助対象設備の配置図 その他

第4号様式（第7条関係）

事業報告書

補助対象設備	設備等の 名称・仕様	
	契約日	年 月 日
	引渡日	年 月 日
経費	設備等本体費	
	附属部品費	
	設定費	
	諸経費	
	合計	
設備導入による効果		

収支決算書

1 収入の部 （単位：円）

区 分	金 額	摘 要
国・県等補助金		
市補助金		
自己資金		
その他		
合 計		

2 支出の部 （単位：円）

区 分	決 算 額 （税抜）	決 算 額 （税込）	摘 要
設備等本体費			
附属部品費			
設 定 費			
諸 経 費			
合 計			

第 6 号様式（第 8 条関係）

伊勢原市中小企業設備投資支援事業補助金交付決定通知書

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

住所又は所在地
事業所名
氏名又は代表者名

様

伊勢原市長



年 月 日付けで申請のあった伊勢原市中小企業設備投資支援事業補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第 6 条の規定に基づいて、次のとおり決定したので通知します。

1 補助金交付 決定額	円
2 補助条件	(1) この補助金は、伊勢原市中小企業設備投資支援事業のために交付するものであり、目的以外に使用しないこと。 (2) 偽りその他不正な方法等により補助金を受けるなどの違反等が判明したときは、補助金交付決定が取り消され、交付された補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものであること。

（事務担当は、 ）

第7号様式（第8条関係）

<p>伊勢原市中小企業設備投資支援事業補助金不交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">伊勢原市指令（ ）第 号 年 月 日</p> <p>住所又は所在地 事業所名 氏名又は代表者名</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">伊勢原市長 印</p> <p style="text-align: center;">年 月 日付けで申請のあった伊勢原市中小企業設備投資支援事業補助金の交付については、次の理由により交付しないことと決定したので通知します。</p>	
<p>1 不交付の理由</p>	

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊勢原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えはその審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

（事務担当は、 ）

第 8 号様式 (第 9 条関係)

伊勢原市中小企業設備投資支援事業補助金請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は所在地
事業所名
氏名又は代表者名
電話番号

交付決定のありました伊勢原市中小企業設備投資支援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

請求金額	円
------	---

振込先 金融機関	金融機関名	銀行・金庫・組合		
	本・支店名	支店・出張所		
	口座種別	普通 当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

注) は、交付申請書と同じ印鑑で押印してください。

【添付書類】

伊勢原市中小企業設備投資支援事業補助金交付決定通知書の写し